

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

3

◇ 規 則

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【財政局税務部税制課】

13

◇ 告 示

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】

14

- 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとした日【総務局情報政策部情報政策課】

15

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

16

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、個人市民税の所得割の税率を100分の8に引き上げる等することにしました。
- 2 事業所内保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用すべき特例率を定めることにしました。
- 3 軽自動車税として環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割とすることにしました。

この条例は、1については平成30年1月1日から、2については平成29年6月14日から、3については平成31年10月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第19号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第22条の2第1号中「100分の3」を「100分の4」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改め、同条第2号中「100分の3」を「100分の4」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改める。

第22条の3第1項各号列記以外の部分中「100分の6」を「100分の8」に、「にあっては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「5分の3」を「5分の4」に改める。

第49条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第49条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第64条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第64条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第64条の2を第64条の3とし、第64条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第64条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権

を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第65条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第64条の4とし、同条の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第64条の5 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第64条の6 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3） 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第64条の7 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第64条の8 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第64条の9 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第65条 市長は、第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、その取得者に対して課する環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第66条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第67条（見出しを含む。）及び第69条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第64条第2項」を「第64条の2第1項」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第

64条第2項」を「第64条の2第1項」に改める。

第72条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条第2項中「第64条の2」を「第64条の3」に、「第65条第2号」を「第64条の4第2号」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「（昭和26年法律第185号）」を削り、「検査対象軽自動車または」を「検査対象軽自動車又は」に、「本条」を「この条」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「、または」を「又は」に改める。

付則第5条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

。

付則第7条の4各号列記以外の部分中「5分の3」を「5分の4」に改める。

。

付則第9条の2中第13項を第15項とし、第12項の次に次の2項を加える。

13 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第9条の3第5項第2号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「この項」の次に「及び第9項」を加え、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項各号」を「附則第12条第30項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「この項」の次に「及び第10項」を加え、「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積並びに人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第17条の3第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

付則第17条の4第1項第1号中「100分の7.2」を「100分の9.6」に改める。

付則第21条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

付則第21条の2第1項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 64万円

付則第21条の2第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改める。

付則第21条の3第1項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改める。

2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 192万円

付則第21条の3第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改める。

付則第22条第1項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に改め、同条第3項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

付則第23条第1項及び第3項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

付則第23条の3第1項中「非課税上場株式等管理契約」という。)の次に「又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約(次項において「非課税累積投資契約」という。)」を、「規定する非課税口座内上場株式等」の次に「(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)」を加え、「同条第5項第1号」を「同法第37条の14第5項第1号」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、同条第2項中「非課税口座から」を「同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)又は同項第5号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)からの」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の次に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあった」の次に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

付則第23条の3の2第2項中「未成年者口座(同条第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下この項において同じ。)」を「同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)又は同項第4号に規定する継続管理勘定(以下この項において「継続管理勘定」という。)」に改め、「あった未成年者口座」を「あった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座(同条第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。)」に改める。

付則第24条の2第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

付則第27条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第27条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、次条の規定を除くほか、第1章第2節の規定にかかわらず、福岡県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第27条の3 市長は、当分の間、第65条の規定にかかわらず、福岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第27条の4 第64条の8の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「福岡県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第27条の5 市長は、福岡県知事が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として福岡県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第27条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の6（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第28条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項各号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項各号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項各号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則に次の1条を加える。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第29条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法附則第30条の2第1項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定の適用がある場合における第9条の規定の適用については、同条中「納期限後」とあるのは、「納期限（付則第28条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての

軽自動車税の納期限とする。以下この条において同じ。) 後」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第49条の次に1条を加える改正規定、付則第9条の2中第13項を第15項とし、第12項の次に2項を加える改正規定(同条第14項に係る部分を除く。)、付則第9条の3第5項第2号、同条第6項各号列記以外の部分、同条第7項、同条第8項及び同条第9項各号列記以外の部分の改正規定、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に2項を加える改正規定、付則第28条第3項の改正規定、同条に3項を加える改正規定並びに付則に1条を加える改正規定並びに付則第3条の規定 公布の日

(2) 第20条第1項、第22条の2、第22条の3第1項各号列記以外の部分、同条第2項各号列記以外の部分、付則第7条の4各号列記以外の部分、付則第17条の3第1項、付則第17条の4第1項第1号、付則第21条第1項、付則第21条の2第1項第1号、同項第2号ア、同号イ、付則第21条の3第1項第1号、同項第2号ア、同号イ、付則第22条第1項、同条第3項、付則第23条第1項及び第3項並びに付則第24条の2第1項の改正規定並びに付則第2条の規定 平成30年1月1日

(3) 付則第5条の3第1項、付則第23条の3第1項、同条第2項及び付則第23条の3の2第2項の改正規定 平成31年1月1日

(4) 第64条第1項及び第2項並びに同条第3項の改正規定、第64条の2を第64条の3とし、第64条の次に1条を加える改正規定、第65条の見出し及び同条各号列記以外の部分の改正規定、同条を第64条の4とし、同条の次に6条を加える改正規定、第66条の見出し、同条各号列記以外の部分、第67条(見出しを含む。)及び第69条(見出しを含む。)、第70条の見出し、同条第1項、同条第2項及び第3項、同条第4項各号列記以外の部分、第71条の見出し、同条第1項、第72条(見出しを含む。)、第73条第2項、同条第6項、第74条の見出し並びに同条の改正規定、付則第27条の次に5条を加える改正規定並びに付則第28条第1項の改正規定並びに付則第4条の規定 平成31年10月1日

(5) 付則第9条の2中第13項を第15項とし、第12項の次に2項を加える改正規定(同条第14項に係る部分に限る。) 規則で定める日
(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の北九州市市税条例(以下「新条例」という。)第20条第1

項、第22条の2第1号及び第2号、第22条の3第1項各号列記以外の部分、同条第2項各号列記以外の部分、付則第7条の4各号列記以外の部分、付則第17条の3第1項、付則第17条の4第1項第1号、付則第21条第1項、付則第21条の2第1項第1号及び第2号、付則第21条の3第1項第1号及び第2号、付則第22条第1項及び第3項、付則第23条第1項及び第3項並びに付則第24条の2第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第49条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 41 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年北九州市条例第 19 号）付則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行期日は、平成 29 年 6 月 15 日とする。

北九州市告示第 299 - 2 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78 - 10 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

2 外郭施設の護岸の表の小倉の項中

「

堺川道路 1 号護岸	小倉北区西港町	134.00
------------	---------	--------

を

「

堺川道路 1 号護岸	小倉北区西港町	2.00
------------	---------	------

に

改める。

14 港湾施設用地の倉庫敷の表の小倉の項中

「

高浜倉庫敷	小倉北区末広二丁目	1,487.61
日明 3 号倉庫敷	小倉北区西港町	12,203.77

を

「

高浜倉庫敷	小倉北区末広二丁目	1,487.61
-------	-----------	----------

に

改める。

北九州市告示第 301 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 49 条第 1 項の規定により、平成 29 年 6 月 19 日付けで特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（本市に設置されている市長以外の執行機関に係る同事務を含む。）を地方公共団体情報システム機構に行わせることとしたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 29 年 6 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ三萩野店
北九州市小倉北区昭和町14番20号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社福岡トラスト
福岡市博多区東那珂一丁目18番27号
代表取締役 入江久子

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社福岡トラスト
福岡市博多区東那珂一丁目18番27号
代表取締役 入江幸義

(2) 変更後

株式会社福岡トラスト
福岡市博多区東那珂一丁目18番27号
代表取締役 入江久子

4 変更の年月日

平成28年8月31日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成29年6月12日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年6月19日から同年10月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年10月19日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見